



大胆な投資促進税制 / 生成AIで変わる開発プロセス / 約束手形の利用廃止を踏まえた支払の適正化 [JASA News 026 / 2026FY]

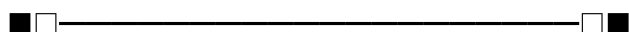
一般社団法人組込みシステム技術協会 <jasainfo@jasa.or.jp>

2026年9月8日 13:00

JASA News 2026年度 **026号**をお届けいたします。

このメールはJASA会員の**代表者様・副代表者様・連絡ご担当者様**、ご指定いただいた「教育」・「人事」・「総務」・「技術」各分野のご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

≫≫ 各記事について、**ご関係者様への転送**をお願いいたします。≪≪



1. 大胆な投資促進税制
2. 生成AIで変わる開発プロセス（オンライン講座）
3. 約束手形の利用廃止を踏まえた支払の適正化



★ **御社のイベント・製品情報**をJASAから業界配信いたします。

☆ **採用・教育・総務・技術 ご担当者**を「送信先に追加登録」してください。

◎ **会員向け専用サイト** 会員限定サービス・会員情報配信・会員情報変更

1. 大胆な投資促進税制

（経済産業省）

経済社会情勢が変化する中、産業競争力の一層の強化を図るため、大規模で高付加価値な国内投資を促進する「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」を創設しました。

令和11年3月31日までの間に、産業競争力強化法に基づく確認を受け、その日から5年の間に設備投資を行えば、建物も含めた設備投資について、即時償却または税額控除といった税制措置を受けることが可能です。詳しくは下記情報をご覧ください。

■ 「大胆な投資促進税制」ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/henkashien/daitanzeisei/daitan.html

■ 申請要領

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20260908_1.pdf

■ お問い合わせ先

大胆な投資促進税制サポートセンター

TEL : 0570-093-930

2. 生成AIで変わる開発プロセス（オンライン講座）

（教育研修コンテンツ事業推進委員会）

組込みソフトウェア開発に生成AIを適用するにあたり、「人間の側」がどういう知識・どういう意識を持つべきなのか、その際、開発プロセスをどう考えるとよいのか。本セミナーでは組込みソフトウェア開発の特性を考慮し、生成AIを適用するためにどういう行動が必要なのかを提案します。

- 対象者
 - ・組込みシステムソフトウェア開発者
 - ・生成AIをソフトウェア開発の中で活用したいと考えている方
- 開催形態
オンライン研修 ※要インターネット常時接続環境
- 開催日程
2026年10月8日（木）・10月22日（木）
各回14:00～16:00 2時間×2回で1講座
※欠席・復習用に講習後、オンデマンド動画を配信いたします。
- 受講料 JASA会員11,000円（税込） / 一般22,000円（税込）
- お申し込み期限 2026年10月7日（水）13時
- 詳細 <https://www.jasa.or.jp/lists/generativeai/>

3. 約束手形の利用廃止を踏まえた支払の適正化

（中小企業庁・公正取引委員会）

政府は、中小企業・小規模事業者の価格転嫁・取引適正化を阻害する商習慣の是正に取り組んでおり、その一環として、支払サイトの短縮や現金払いの促進に取り組んできました。

これらに鑑み、中小企業庁及び公正取引委員会は、サプライチェーン全体での支払適正化に向け、以下のとおり要請申し上げます。

記

1. 取適法では、令和8年1月1日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されていること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されていること。
2. 令和9年4月1日から独占禁止法上の支払告示が施行され、取適法の対象とならない取引を含む製造委託等に係る代金について、給付を受領した日（又は役務の提供を受けた日）から60日以内に支払わなければならないこと。各事業者においては、委託事業者・受託事業者間で協議し、支払告示の内容を十分に理解した上で、適正な支払期日を設定すること。
3. 取適法及び支払告示の対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の

適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、委託事業者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

4. 電子交換所における手形・小切手の交換が令和9年3月31日に廃止されることを踏まえ、多くの金融機関において、手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日として設定していることを踏まえ、各事業者においては、委託事業者・受託事業者間で協議し、電子的決済サービスへの移行等の対応を進めること。

■「支払の適正化」詳細

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20260908_2.pdf

〃〃〃〃 発信元 〃〃〃〃

一般社団法人 組込みシステム技術協会
本部事務局 jasainfo@jasa.or.jp

☆ [御社のイベント・製品情報](#)をJASAから業界配信

☆ [採用・教育・総務・技術](#) ご担当者を「送信先に追加登録」

☆ [会員向け専用サイト](#) 会員限定サービス・会員情報配信・会員情報変更